

海外林業研究会規約

第1条 本会は海外林業研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は公益財団法人国際緑化推進センターに置く。

(目的)

第3条 本会は、海外林業協力に関する業務・技術情報の交換により会員相互の研鑽を行い、海外林業に対する認識を深めるとともに、海外林業協力の円滑な推進を支援することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

1. 海外林業協力に関する技術の研鑽
2. 海外林業に関する情報の交換
3. 参考資料の配付、斡旋
4. その他本会の目的達成に必要なこと

(会員)

第5条 会員は、海外林業協力派遣専門家・同経験者・同予定者・海外林業研究者・海外林業協力業務関係者・青年海外協力隊（林業分野）経験者、海外林業協力に関心を有する者等で、本会の趣旨に賛同して入会した者とする。

(賛助会員)

第6条 本会の趣旨に賛同し協力するものは、これを賛助会員とする。
なお、賛助会員の資格その他については委員会で定める。

(脱退)

第7条 会員は次の事由により本会を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申し出があったとき。
 - (2) 解散
 - (3) 会費を1年以上納入しないとき。
- 2 前項第1号の申出は、脱退届を会長に提出して行わなければならない。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 4名
委 員 10名以内
監 事 2名

第9条 役員は、総会において会員より選任する。

2 役員に欠員が生じたときは、委員会において選任し次の総会において承認を求めるものとする。

顧問は会長が委嘱する。

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれにかわる。

委員は、委員会を構成し、会務を審議決定するとともに、その執行にあたる。

監事は、会の財務状況を監査し、その結果を委員会に報告する。

第11条 本会には顧問を若干置くことができる。

(会議)

第12条 本会の会議は次のとおりとする。

総会
委員会

(総会)

第13条 総会は毎年一回定期に会長がこれを招集する。

但し、必要がある場合は、臨時総会を委員会の議決を受けて会長がこれを招集する。

第14条 総会は、本会の最高議決機関であって次のことを議決する。

1. 役員を選任
2. 事業報告及び収支決算
3. 事業計画及び予算
4. その他重要な事項

第15条 会議は出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数の時は議長がこれを決す。

総会に出席できない者は、書面をもって表決をなし、または代理を出すことができる。

(委員会)

第16条 委員会は、会務執行上必要がある場合または委員の三分の一以上からの請求があるとき会長がこれを招集する。

第17条 委員会は、委員の半数以上が出席しないときには議決することができない。

第18条 委員会は、緊急を要する場合には、総会の議決を経なければならない事項を処理することができる。

但し、その場合には、次の総会において承認を求めなければならない。

第19条 委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、委員会の日の前日までに本会に到達しないときは無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を行使する書面を本会に提出しなければならない。

4 第1項の規程により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(分科会)

第20条 本会に地域及び個別技術等についての分科会を置くことができる。

(会計)

第21条 本会の経費は、会員の会費（年間3,500円）、賛助会員会費及び寄付金その他の収入をもって賄う。

第22条 会計年度は、7月1日より6月30日までとする。

附則 この規約は平成19年7月1日より適用する。